

2024. 11. 23 No.52

本部
申
18
号

すべての仲間の「働きがい」と「豊かさ」を形にするために、**その3** 諸手当改善をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ

26. 就業規則 第7章第8節（就業制限等）第123条の2（育児、介護を行う社員の就業制限）第1項「会社は、小学校就学の始期に達するまでの子（養子等を含む。）を養育する社員で【後略】」を「会社は、小学校3年生までの子（養子等を含む。）を養育する社員で【後略】」に改めること。
27. 育児・介護勤務規程3条（対象者、選択できる勤務及び期間）に定める対象者については「3歳に達しない子」から「小学生未就学児の子」に変更し、期間を「子が6歳に達する日の年度の末日までの原則として暦月を単位とした会社が認めた期間」と変更すること。また、育児・介護勤務Bを選択できる対象者を「3歳以上かつ小学校3年生までの子」から「小学校1年生以上かつ小学校6年生までの子」とし、その期間を小学校6年生の年度末までの原則として年度を単位とした会社が認めた期間に変更すること。
28. 勤務時間中における乗客による暴力行為等に対するお見舞い金支給制度を新設すること。
29. 「新たなジョブローテーション制度」を廃止すること。
30. 不妊治療に対する補助制度を新設すること。
31. 社宅入居要件（家族構成・地域・職制制限）を撤廃すること。
32. 所有住宅援助金について、経過年数による金額変動を廃止し「月額10,000円」に引き上げること。
33. 賃貸住宅へ居住する社員に対する賃貸住宅援助金について、特定給付地域表の地域以外の場合には「上限15,000円まで」を「上限30,000円まで」とし、特定給付地域表の地域の場合には「上限30,000円まで」を「上限50,000円まで」に改めること。
34. 社員受診の人間ドックについて「3年に1回無料」を「2年に1回無料」へ補助内容を改めること。また、健康経営の推進に向け、人間ドックの基本検査項目の充実を図ること。
35. 営業、運輸職場の泊り前勤務における睡眠時間については、6時間以上を確保すること。また、運輸（乗務員）系統に関する睡眠時間設定の考え方については、乗り継ぎ交代においては着発7時間以上とし、入出区がある場合には着発7時間30分以上とすること。
36. 営業、運輸職場における食事時間の設定については、労働基準法第34条を遵守した時間設定とすること。
37. 列車内における車内秩序維持および料金の遁脱防止、また安全性確保、公正・公平なサービス提供を目的に、特急列車については「車掌2名以上の乗務体制」とすること。
38. 感染症予防対策としての社内の取り組み（換気の推奨・手指の消毒・手洗いうがい等）についての確かつ継続して実施すること。
39. 女性社員の配属については、関係箇所女性設備を完備した上で配属すること。また、女性設備整備箇所における日々の環境整備ができる体制とし、配属・配置すること。
40. 今申し入れに対する回答は2024年12月4日までに行うこと。また、団体交渉は2024年12月25日までに実施すること。

より良い将来設計を実現するために 交渉に注目!!
諸手当改善・総合労働条件の実現を!